

綿・つむぎ杯に改申渡候而は、却而難儀之筋も可有之与其品不相改、有來候内に而も宜分は貯置、他國之はれにも用以、随分かろく心得候様に申聞候。家作・婚禮・音信・贈答・先祖法事等之儀茂、時々及相談候者、其節かろき様に申談、差圖茂可仕と申談、彼是指間難儀可仕品に而茂無御座候。萬端かろく相心得、參會等之儀、諸事夫に事よせ出合等仕儀は、却而品も惡敷、押し候而出合申よりはおとり申儀と申聞せ候。右之通故覺書等茂あらく、人々相尋候返答、まち／＼のさたに及候段被仰出、畢竟示談不委故と奉存候。以後相心得可申旨奉畏候と申述候得ば、委細承知可相達御聽由に而、追付被達御聽候處、先御請筋も立候御様子に候。此段は爲申聞候様にと御意に而は無之、私共迄御噂之由信濃・勘解由申聞候。畢竟申談あらめに候故、右之通に候。覺書も仕申渡程之儀に候得者、委く紙面に書載、口上聊茂無之承知仕候様に候得ば、まち／＼のさたも無之筈に候。其上ながら入ほかに相尋候者も候はゞ、今般之儀はいづれも同役中申談之事に候故、只今返答も難仕候。此等之儀も仲間申談、追而可申聞旨相達置、同役中示談之上尋

候品々一同に申聞せ候様仕候得ば、是以まち／＼の沙汰は無之筈に候。畢竟示談あらく、自分／＼了簡にまかせ申故と思召候御意之由之事。

丁丑五月初日

- 藤田平兵衛
- 永井織部
- 津田求馬
- 山崎源五左衛門
- 野村五郎兵衛
- 伴源兵衛
- 忌中不罷出
- 半田惣兵衛

右之節被成下候御親翰之寫
御上包 馬廻頭中

猶以面々存寄之趣、銘々に以一封言上尤候。以上。
同役申付候間、向後可申談候。委細老共可申聞候。
一、今度組中の品々以覺書申渡由に候。面々心々に而、組中一致不仕跡に相聞候。か様之一統に申渡儀は、直之定書

同前に候條、其趣得内意、下書等迄茂入披見候程に可有之處に、ケ様に區々成儀不可然候。尤其一組に限り指引は、各別に候。押立一統に申渡儀は、以來可有心得事に候。尙信濃・勘解由可致演述候。以上。

五月初日

一一 馬廻頭勤方上申之節添紙面

享保十七年五月廿八日御馬廻頭より勤方右之趣共帳面に記、遠田勘右衛門を以上之候節、添紙面之寫
先頃遠田勘右衛門を以被仰渡候、私共勤方之儀に付、御先代被渡下候御親翰并御書出等寫、且又御直被仰渡候先頭共覺書に仕置候品々、私共手前に御座候分寫帳面一冊、其外御軍役御定之寫帳面一冊、上之申候。此外私共手前可奉入御覽品無御座候。以上。

子五月廿八日

- 茨木源五左衛門
- 松尾縫殿
- 松原善右衛門
- 入江八郎右衛門

一二 馬廻組御軍役之御定

定

- 一、向後一頭可爲一組事。
- 一、一組馬廻三十人餘之事。
- 附、番頭可爲人數之内事。
- 一、當時組に付置馬廻は不及指除之事。
- 附、五百石以上者、組之人數に無權可召加之事。
- 一、十二組一二之次第可爲關取事。
- 一、一二次第之通可爲相組事。

- 伊藤彦兵衛
- 丹羽武兵衛
- 青木新兵衛
- 由比五郎左衛門
- 和田宋女
- 溝口舍人
- 戸田靱負
- 中村典膳